

在籍型出向促進助成金 支給要件確認申立書【出向元事業主】

○以下の各項目について、「はい」か「いいえ」のどちらかを選んでください。

※いずれかの項目に「いいえ」がある場合は助成金を受給することができません。

1	出向元事業主 として「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）」の支給を受けている。	(はい ・ いいえ)
2	官公庁等でない（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。	(はい ・ いいえ)
3	以下のいずれにも当てはまらない。 ①労働基準法等の労働関係法令を遵守していない。 ②法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない。 ③公序良俗に反する事業を行っている。 ④青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っている。	(はい ・ いいえ)
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（同条第 1 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていない。	(はい ・ いいえ)
5	県税、消費税及び地方消費税の滞納がない。	(はい ・ いいえ)
6	以下のいずれにも当てはまらない。 ①役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。 ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している。 ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている。 ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与してる。 ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	(はい ・ いいえ)
7	助成対象となる出向労働者は「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）」の支給を受けるための要件をすべて満たしている。	(はい ・ いいえ)

令和 年 月 日

1 から 7 までの記載事項及び様式第 1 号に記載の内容については、いずれも相違ありません。
本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに弁済することを制約します。

また、石川県人材確保・定住推進機構が本助成金の支給に関して必要と認める場合は、国の補助事業等の給付状況を確認することについて、同意します。

【出向元事業主】

申請事業主名：

代表者氏名：

在籍型出向促進助成金 支給要件確認申立書【出向先事業主】

○以下の各項目について、「はい」か「いいえ」のどちらかを選んでください。

※いずれかの項目に「いいえ」がある場合は助成金を受給することができません。

1	出向先事業主 として「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）」の支給を受けている。	(はい ・ いいえ)
2	官公庁等でない（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。	(はい ・ いいえ)
3	以下のいずれにも当てはまらない。 ①労働基準法等の労働関係法令を遵守していない。 ②法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない。 ③公序良俗に反する事業を行っている。 ④青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っている。	(はい ・ いいえ)
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（同条第 1 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていない。	(はい ・ いいえ)
5	県税、消費税及び地方消費税の滞納がない。	(はい ・ いいえ)
6	以下のいずれにも当てはまらない。 ①役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。 ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している。 ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている。 ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与して。 ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	(はい ・ いいえ)
7	助成対象となる出向労働者は「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）」の支給を受けるための要件をすべて満たしている。	(はい ・ いいえ)

令和 年 月 日

1 から 7 までの記載事項及び様式第 1 号に記載の内容については、いずれも相違ありません。
本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに弁済することを制約します。

また、石川県人材確保・定住推進機構が本助成金の支給に関して必要と認める場合は、国の補助事業等の給付状況を確認することについて、同意します。

【出向先事業主】

申請事業主名：

代表者氏名：